2 秋川駅北口地区地区整備計画区域

ア	1	ウ		工	オ	カ		丰
計画	建築物の用途の制限	建築物の容		建築物	建築物	壁面の位置の制限		垣又は柵
地区		積率		の建蔽	の敷地			の構造の
の区		最高	最低	率の最	面積の	外壁等の	適用除外の建築物	制限
分		限度	限度	高限度	最低限	面からの	等	
					度	距離		
商業	次に掲げる建築物は、		1 0	_	500	当該敷地	道路の路面の中心	_
専用	建築してはならない。		分の		平方メ	が接する	から高さ2.5メー	
地区	1 法別表第2(い)項		1 0		ートル	道路境界	トルを超える範囲	
	第1号から第3号まで					線までの	にある建築物の部	
	に掲げる建築物					距離1メ	分	
	2 老人ホームその他こ					ートル		
	れに類するもの							
	3 法別表第2 (に)項							
	第2号、第5号及び第							
	6 号に掲げる建築物							
	4 法別表第2(へ)項							
	第4号、第5号及び							
	(と) 項第4号に掲げ							
	る建築物							
	5 風俗営業等の規制及							
	び業務の適正化等に関							
	する法律(昭和23年							
	法律第122号)第2							
	条第6項第4号に規定							
	する店舗型性風俗特殊							
	営業に供する建築物							
駅前	次に掲げる建築物は、		1 0	_	100	当該敷地	道路の路面の中心	_
地区	建築してはならない。		分の		平方メ	が接する	から高さ2.5メー	
	1 1階又は地下1階の		1 0		ートル	道路境界	トルを超える範囲	
	うち、その床面の高さ					線までの	にある建築物の部	
	が当該敷地が接する道					距離1メ	分	
	路の路面の中心の高さ					ートル		
	に最も近い階の部分							
	を、住宅、共同住宅、							
	寄宿舎、下宿又は老人							
	ホームその他これに類							

	するものの用に供する					
	建築物					
	2 住宅、共同住宅、寄					
	宿舎、下宿又は老人ホ					
	ームその他これに類す					
	るものの用に供する部					
	分の床面積の合計が当					
	該建築物の延べ面積の					
	2分の1を超えるもの					
	3 法別表第2 (に)項					
	第2号、第5号及び第					
	6号に掲げる建築物					
	4 法別表第2(へ)項					
	第4号、第5号及び					
	(と) 項第4号に掲げ					
	る建築物					
	5 風俗営業等の規制及					
	び業務の適正化等に関					
	する法律第2条第6項					
	第4号に規定する店舗					
	型性風俗特殊営業に供					
	する建築物					
沿道	次に掲げる建築物は、	 _	_	1 1 0	 _	_
市街	建築してはならない。			平方メ		
地地	1 計画図に定める道路			ートル		
区	に接する敷地における					
	建築物で、計画図に定					
	める道路に面する1階					
	又は地下1階のうち、					
	その床面の高さが計画					
	図に定める道路の路面					
	の中心の高さに最も近					
	い階の部分を、住宅、					
	共同住宅、寄宿舎、下					
	宿又は老人ホームその					
	他これに類するものの					
	用に供する建築物					
	2 法別表第2 (に) 項					
	4 14/114 4 114 114			<u> </u>		

	第5号及び第6号に掲 げる建築物						
低中	_	 		1 2 0	_	_	1 生垣
層住				平方メ			2 透視
宅地				ートル			可能で
区							開放的
							なフェ
							ンス等
							(住宅、
							共同住
							宅、寄宿
							舎又は
							下宿に
							おいて
							は、敷地
							地盤面
							からの
							高さが
							1.2メ
							ートル
							以下の
							もの)
低層	次に掲げる建築物は、		_	1 2 0		_	1 生垣
住宅	建築してはならない。			平方メ			2 透視
地区				ートル			可能で
	2号に掲げる建築物						開放的
							なフェ
							ンス等
							(住宅、
							共同住
							宅、寄宿
							舎又は 下宿に
							おいて
							は、敷地
							地盤面
							地盤田からの
							高さが

				1.2メ	
				ートル	
				以下の	
				もの)	